

# 報酬等に関する開示事項

## 金融庁告示第 21 号（平成 24 年 3 月）に基づき、報酬等に関する事項について開示します。

### 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

#### (1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」の範囲については、以下のとおりであります。

##### ①「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

##### ②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

##### (ア)「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

##### (イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分」ごとの「報酬等の総額」を同記載の対象役員の「員数」により除することで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

##### (ロ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ及び主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

#### (2)対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の個人配分については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決議しております。また、監査等委員である取締役の個人別配分については、監査等委員の協議に一任されております。

#### (3)報酬諮問委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬諮問委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2024年4月～2025年3月)
取締役会（南都銀行）	1回
報酬諮問委員会	6回

(注) 報酬等の総額については、報酬諮問委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

### 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

#### 報酬等に関する方針について

##### (ア)基本方針

・当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬については、毎事業年度の業績向上ならびに中長期的視点に基づく経営の実践及び企業価値増大への貢献意識の高度化を促す報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、年に一度、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決議された適正な水準とすることを基本方針とする。

・具体的には、固定報酬としての月額報酬（金銭報酬）、業績連動型金銭報酬及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての月額報酬のみを支払うこととする。

##### (イ)月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・当行の取締役の月額報酬は、月別の固定報酬とし、「取締役報酬規程」に基づき、役員、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に決定するものとする。

##### (ロ)業績連動型金銭報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

・業績連動型金銭報酬は、取締役の報酬と当行の業績との連動性をより明確にし、取締役が毎事業年度における業績向上への貢献意識を高めることを目的とする。

・取締役会にて制定された「取締役報酬規程」及び「取締役業績連動型金銭報酬規程」に基づき、毎年一定の時期に、役員及び当行の毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、0%～200%の範囲で変動する金銭報酬を賞与として支払うものとし、毎事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益(以下「連結当期純利益」という。)の目標値を指標とする。

・ただし、連結当期純利益が0億円未満の場合は業績連動型金銭報酬は支給額0円とする。

##### (ハ)業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

・業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とする。

・業績連動型株式報酬として、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用する。

・BIP信託とは、役員を対象とするインセンティブ・プランであり、役員及び業績目標の達成度等に応じて、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付又は給付する。

・取締役会にて制定された「取締役報酬規程」及び「取締役報酬BIP信託に関する株式交付規程」に基づき、毎年一定の時期に、役員に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。

・付与したポイントは毎年蓄積され、1ポイントを当行株式1株として、退任時（監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役が就任した場合を含む。）にポイントの累積値に応じて当行株式等の交付等を行う。

・毎事業年度における「業績連動ポイント」は、経営計画にて当行が目指す「中長期的な資本収益性向上」及び「サステナブル経営の実践」に向けた貢献意欲を高めるために、財務項目として毎事業年度の連結ROEの目標値を、非財務項目として従業員エンゲージメントサーベイスコアを指標とする。なお、「業績連動ポイント」に占める構成は、財務項目としての毎事業年度の連結ROEの目標値にかかる割合を80%、非財務項目としての従業員エンゲージメントサーベイスコアに係る割合を20%とする。

・当行が拠出する金員の上限は3事業年度を対象として、合計240百万円（交付する当行株式の総数は96,000株）とする。

・なお、取締役の職務に際し、当行と取締役との委任契約等に反する重大な違反があった場合及び取締役の解任事由に相当する行為を原因として解任された場合等については、当該取締役等に対し、本制度における株式の交付等を行わないこととし（マルス）、又は交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとする。

#### <付与ポイントの算定式>

固定ポイント = 役員別株式報酬基準額（※1）× 1/2 ÷ 前提株価（※2）  
業績連動ポイント = 役員別株式報酬基準額 × 1/2 × 80% × 業績連動係数（財務項目） ÷ 前提株価 + 役員別株式報酬基準額 × 1/2 × 20% × 業績連動係数（非財務項目） ÷ 前提株価

※1 業績達成率100%時に本制度で支給される役員毎の報酬の合計

※2 BIP信託が取得した当行株式の平均取得単価（小数点以下切り捨て）:3,195円  
(イ)月額報酬の額、業績連動型金銭報酬の額及び業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

・取締役の種類別の報酬割合については、毎事業年度の業績向上ならびに中長期的視点に基づく経営の実践及び企業価値増大への貢献意識の高度化を促すことができる水準となるよう、決定する。

・具体的には月額報酬を固定報酬とし、業績連動型金銭報酬の額の割合を、目標値の達成状況に応じ、月額報酬の年間支給額の0%～20%、業績連動型株式報酬の額の割合を、目標値の達成状況等に応じ、月額報酬の年間支給額の10%～30%とする。

#### (ロ)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

・当行は役員等の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、企業価値を向上させるために、委員長及び過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置している。

・取締役の個人別の報酬等については、「取締役報酬規程」に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定する。

本決定方針は、取締役会の決議により決定しています。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

また、監査等委員の報酬については、独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とし、月額報酬は「役員報酬規程」に基づき監査等委員会の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とすることとしています。

### 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みとなっております。

### 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位 百万円)

区分	人数 (人)	報酬等の 総額	固定報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)	業績連動報酬 (金銭報酬)
対象役員 (除く社外役員)	9	253	208	37	7

(注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度において発生した繰延べ報酬43百万円が含まれております。

2. 当行は取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬を導入しております。本表における業績連動報酬（非金銭報酬）は、当事業年度における費用計上額であります。

### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項 特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。